

平成29年4月1日策定

令和2年3月一部改正

令和5年3月一部改正

## 杉並区立馬橋小学校いじめ防止基本方針

いじめは、児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめは、どの児童に対しても起こりうるものであり、決して許されない行為である。いじめ防止等について、全力を挙げて取り組んでいくために学校いじめ防止基本方針を策定する。（いじめ防止対策推進法第1条等より）

### 1 いじめ防止等に対する基本姿勢

#### ① いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。また、けんかやふざけ合いも見えない所で被害が発生している場合もあるため、いじめの対象として対応する。

#### ② いじめの防止等のための対策に関する基本理念

- ・「いじめをしない、させない、放っておかない」学校をつくる。
- ・すべての児童が安全に安心して学校生活を送れる学校をつくる。
- ・いじめの問題の克服のために、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携して取り組む。

#### ③ 学校及び学校の教職員の責務

- ・児童の保護者、地域住民、関係機関との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。
- ・いじめの問題への対応は、組織で対応し、適切かつ迅速に対処する。

#### ④ 児童の責務

- ・いじめを行ってはならない。
- ・いじめを認識しながら放置してはならない。
- ・いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解する。

### 2 いじめ防止対策委員会について

#### ① 組織の構成

##### ○日常的な業務

この組織は、いじめの防止・早期発見・対応・経過観察に当たって、その時の状況に応じて、関係の深い教職員や外部専門家等を追加するなどの柔軟な組織とする。構成は、生活指導主任、保健主任、生活指導部員、養護教諭、特別支援コーディネーター等

##### ○いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、保健主任、関係学年主任、担任、関係学年職員その他必要に応じて、教育相談担当、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー等

## ② 組織の役割

学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たり、次の役割を遂行するための中核となる役割を担う。

- ・学校基本方針に基づく取組の実施
- ・年間計画の作成・実行、検証、修正
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめであるかどうかの判断
- ・いじめ情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

## 3 いじめの未然防止

いじめの未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。

### ○ 安心・安全な学校生活

- ・いじめゼロ宣言
- ・授業中の規律の徹底（チャイム着席、授業中の正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等）
- ・基本的な生活習慣の確立
- ・教室環境の整備
- ・学級経営の充実
- ・教職員の不適切な発言や体罰に対する留意

### ○生活指導の機能を重視した「考える授業」「わかる授業」の展開

- ・自己決定の場がある授業づくり
- ・児童に自己存在感を与える場面のある授業づくり
- ・共感的な人間関係の育成を目指した授業づくり
- ・朝、帰りの会で認め合う場の設定
- ・教職員による相互の授業参観の実施

### ○豊かな人間関係づくりと心が通い合うコミュニケーション能力の育成

- ・道徳教育を中心とした教育活動全般を通じた人権意識の高揚といじめを許さない学校風土づくり
- ・体験学習の実施（・移動教室・社会科見学等）
- ・道徳授業地区公開講座（授業参観）の実施
- ・代表委員会や学校支援本部の方とのあいさつ運動の実施
- ・ペア学年によるたてわりを活用した心の通い合い活動

### ○いじめに対する正しい知識の習得

- ・インターネット等の利用に関する情報モラルの周知のためのセーフティ教室の実施
- ・発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むための社会体験や交流体験の機会の実施

### ○いじめ解消後のアフターフォロー

- ・一度起きたいじめは、いつ、どのような場面で、再発する可能性があるのか分からない。そのため、解消したとして安心するのではなく、引き続き3か月程度注視していく。

#### 4 いじめの早期発見（いじめ防止等の対策のための年間計画）

4月 家庭状況把握 セーフティ教室	9月 いのちの教育作文
5月 いのちの教育月間 生活指導全体会	11月 道徳授業地区公開講座 いじめアンケート
6月 いのちの教育月間 5年生全員面談 いじめアンケート	2月 いじめアンケート
7・8月 個人面談	3月 生活指導全体会

どんな些細なものであっても、真剣に受け止め、速やかに対応する。

##### ○教職員間における情報の共有

- ・学年会・生活指導打ち合わせでの情報の共有
- ・授業時間外の児童の様子を確認
- ・問題兆候の把握
- ・いじめアンケート実施後は、聞き取りを丁寧に行う。

いじめアンケートは  
3年間保管  
(期限を確認後、廃棄)

#### 5 いじめの相談・通報について

いじめについて相談することや通報することの大切さを伝えるとともに、相談できる場所や関係機関を紹介していく。なお、相談者に対しては十分に配慮をし、迅速かつ適切に対応する。

##### ○学校のいじめの相談・通報窓口の周知

- ・校長、教頭、養護教諭への相談等、相談担当者の周知

##### ○学校以外はいじめ相談・通報窓口の周知

東京都いじめ相談ホットライン	24時間対応 0120-53-8288
東京都教育相談センター 平日 9:00～21:00 土日祝日 9:00～17:00（閉庁日・年末年始を除く）	03-3360-8008
24時間いじめ相談ダイヤル（全国統一ダイヤル）	0120-0-78310 なやみ言おう
東京都児童相談センター 平日 9:00～21:00 土日祝日 9:00～17:00（年末年始を除く）	03-3366-4152 よいこに電話相談
子供の権利擁護専門相談事業 平日 9:00～21:00 土日祝日 9:00～17:00（年末年始を除く）	0120-874-374 はなして みなよ
警視庁少年相談室（ヤング・テレホン・コーナー） 平日 8:30～20:00 土日祝日 8:30～17:00（年末年始を除く）	03-3580-4970
杉並区立済美教育センター教育SAT	03-3311-0023
特別支援教育課電話相談	03-3317-1190
杉並区子ども家庭支援センターゆうライン	03-5929-1901
すぎなみ いじめ電話レスキュー	(有料) 080-8825-0119 (無料) 0120-949-466
東京都立小児総合医療センターこころの電話相談室 月～木 9:30～11:30、13:00～16:30 (祝日、年末年始を除く)	042-312-8119
東京都立中部総合精神保健福祉センター こころの電話相談 (港区、新宿区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区)	03-3302-7711

## 6 いじめを認知した場合の対応

個々の事案に応じて柔軟かつ適切に対応するとともに、あくまでも組織としての対応をする。その際には、一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、担任一人で抱え込まないこと、教育的配慮のもとでのケアや指導をしていくことに留意する。また、速やかに管理職に報告しなければならない。

### ① 対応の流れ

- ・いじめを受けた児童といじめを知らせてくれた児童の安全確保
- ・事情聴取（原則として、いじめられた児童生徒→周囲にいた児童→いじめた児童の順に行う）
- ・記録に関しては、いじめに係る児童が卒業、転学、退学等をしてから5年間保存する。
- ・いじめ対策委員会の緊急会議（方針の明確化）
- ・適切な指導
- ・保護者への連絡と協力要請
- ・関係機関、専門機関との連携
- ・教育委員会への報告

### ② いじめ問題に対する指導

- ・いじめを受けた児童へのケアと弾力的な対応
- ・いじめた児童に対する毅然とした対応での指導
- ・全児童への指導
- ・保護者への対応（速やかに、学校で把握した事実を正確に伝え、具体的な対応策を協議する）
- ・いじめた児童生徒に対しては、教育上必要と認められるときは、特別の指導計画による教育指導を行う場合もある。
- ・該当の保護者・家庭との連携
- ・地域や関係機関との連携

### ③ 重大事態への対処について

- ・重大事態について（いじめ防止対策推進法第28条）
  - ☆いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - ☆いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・重大事態が発生した際には、その旨を教育委員会に報告する。
  - ※重大事態における調査の主体については教育委員会が判断する。
- ・いじめ防止対策委員会の招集（緊急会議）
- ・警察や関係機関との連携

### ④ いじめの解消

いじめ行為が止んでから3か月以上の経過観察を行った上で判断する。

## 7 公表・点検、評価等について

- ・学校基本方針は、学校のホームページに掲載し、公表する。
- ・保護者アンケート（学校評価）を活用し、学校でのいじめ問題への取組等を評価する。
- ・評価を分析し、取組の見直しをする。